

第1章 総則

第1条 (目的)

この法人は、市民活動団体(NPO)やワーカーズコレクティブ等に対する資金面での支援、特に資金融資等を通して、事業の基盤強化、事業遂行力の向上に繋がる経営全般のサポートを行うことを目的とする。

第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人北海道NPOバンクと称する。

第3条 (特定非営利活動の種類及び事業)

この法人は特定非営利活動促進法(以下「法」という)の別表19号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る活動を行う。

(1) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 この法人は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民活動団体(NPO)やワーカーズコレクティブ等への事業資金融資
- ② 市民活動団体(NPO)やワーカーズコレクティブ等への起業に関する資金融資
- ③ 市民活動団体(NPO)やワーカーズコレクティブ等の資金調達、経営計画に関する相談支援
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品の斡旋及び販売
- ② 役務の提供

3 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第4条 (事務所)

この法人の事務所は、札幌市に置く。

第2章 会員

第5条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人及び任意の団体

第6条 (入会及び会費)

会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。

2 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4)除名されたとき。

2 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

3 この法人は、会員がこの法人の定款等に違反したとき、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第8条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第9条（役員）

この法人に次の役員を置き、役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 理事 12名以内

3 監事 2名以内

4 理事のうち1名を理事長とする。

5 理事のうち、副理事長2名以内をおくことができる。

6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

7 他の同一の団体の理事又はその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

第10条（役員の職務）

理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次に従い、その職務を代行する。

3 理事は、業務を執行する。

4 監事は、法第18条に定める職務を行う。

第11条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第12条（役員の解任）

役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第13条（役員の報酬）

役員報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第14条（事務局及び職員）

この法人に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 総会

第15条（構成及び権能）

この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画、事業活動報告及び決算書類その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

第16条（種別及び開催）

総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。

2 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（1） 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（2） 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

（3） 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

第17条（招集）

総会は、前条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する

2 理事長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

第18条（定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第19条（議決）

総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会の目的である事項について理事又は正会員が提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

第20条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第18条及び第19条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 21 条 （議事録）

総会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員の総数
 - (3) 会議に出席した正会員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者及び表決の委任者を含む）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名、又は記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 会議の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理事会

第 22 条 （構成及び権能）

理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項、事務局の組織及び運営に関する事項、資産の管理の方法及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

第 23 条 （開催）

理事会は、毎事業年度概ね 6 ヶ月に 1 回開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第 24 条 （招集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 25 条 （定足数、議決、表決権等及び議事録）

第 18 条から第 21 条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

第 26 条 （資産の構成及び管理）

この法人の資産は、会費、寄附金品、財産から生じる収益、事業に伴う収益及びその他の収益をもって構成し、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第 27 条（会計及び決算）

この法人の会計は、法第 27 号各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第 28 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

第 29 条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第 7 章 解散及び定款の変更

第 30 条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第 11 条第 3 項に従い、総会で議決する。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 31 条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第 8 章 雑則

第 32 条（公告）

この法人の公告は、事務所の掲示場に行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 33 条 （雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、2003年6月30日までとする。

理 事	杉岡 直人
理 事	上野 昌美
理 事	河西 邦人
理 事	佐藤 隆
理 事	佐藤 はるみ
理 事	樽見 弘紀
監 事	五十嵐 幹雄

3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2003年6月30日までとする。

附則

1. この定款は、2004年 5月 17日から一部改訂、施行する。
2. この定款は、2012年11月 29日から一部改訂、施行する。
3. この定款は、2018年8月30日から施行する。
4. この定款は、2023年8月30日から施行する。